

PICK UP

※市政ピックアップ



市営住宅・公共賃貸住宅 入居者募集

●お問い合わせ／市建築課公営住宅係 ☎26-5747

資格／本市在住か本市に勤務先があり、市税などの滞納がなく、現在同居または同居しようとする親族がいて、収入が公営住宅法の基準に適合する方▼入居日／12月20日(金)▼家賃／収入による▼敷金／家賃3か月分▼申し込み／11月5日(火)～13日(水)に申込書を市役所3階建築課公営住宅係または各総合支所建設産業課へ

◆申込書、応募の手引きは市建築課および各総合支所建設産業課にあります。申込書は窓口で記入し、その場で提出できます。

◆市営住宅は、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などに優先措置(2回抽選)があります。

〔公共賃貸住宅〕

収入月額が15万8千円を超え25万9千円以下の方を対象にしたファミリー向けの住宅です。

募集住宅	所在地	募集戸数	畳数・階数など
八森団地	市条字 上川原	1	8.6.6.6LDK 1階 [Ⓟ]

〔市営住宅〕

募集住宅	所在地	募集戸数	畳数・階数など
住吉住宅	光ヶ丘 一丁目	1	4.5.4.5.3.3K 1階
千日住宅	住吉町	1	4.5.3.3DK 1階
新橋五丁目住宅	新橋 五丁目	1	6.3.3DK 1階
第一川南アパート	若宮町 一丁目	1	6.6.3.3K 3階 [Ⓟ]
第二川南アパート	若宮町 一丁目	1	6.4.5.4.5K 4階 [Ⓟ]
富士見町第二アパート	富士見町 一丁目	1	6.6.4.5K 2階 [Ⓟ]
大町第七アパート	東大町 三丁目	1	7.5.6.6DK 3階 [Ⓟ]
小泉団地	小泉 字道南	1	6.6.4.5K 4階 [Ⓟ]
荒町団地	麓字上 川原	1	8.6.6.8DK 1階 [Ⓟ]
城西団地	字山田	1	8.4.5.4.5LDK 1階 [Ⓟ]
片町住宅	字片町	1	8.6.6DK 1階

KII台所 DII食事室 LII居間[Ⓟ]II駐車場
1台有り

◆東日本大震災で被災され、住宅にお困りの方は市建築課公営住宅係へお問い合わせください。

公益のまちづくり賞が決まりました

●お問い合わせ／市まちづくり推進課地域づくり係 ☎26-5725

公益のまちづくり賞は、各分野で広く社会に貢献する活動を行うなど、日頃の地道な活動をされた個人や団体に対し贈呈するものです。

平成25年度の受賞者が決まり、10月28日に贈呈式が行われました。◆皆さんの周りに地道な活動をされている方がいましたら、随時、市まちづくり推進課へお知らせください。

氏名および団体名	住所(地域)	活動内容
池田 正直氏	こあら二丁目	市内10校の小中学校の通学路の清掃、冬季間の除雪作業を毎日のように、自ら進んで行っていました
佐藤 良子氏	富士見町一丁目	長年にわたり富士見小学校、第六中学校の通学路の花植えや管理、近隣のゴミステーションの清掃、路上のゴミ拾いなどを、自ら進んで行っていました
松村 正裕氏	亀ヶ崎三丁目	長年にわたりゴミ収集日に、毎回ゴミステーションの清掃を、自ら進んで行っていました
一條地区女性の会	八幡地域	女性が年代を問わず地域と関わり合うことを目的として新たに設立し、女性の幅広い地域活動参加を積極的に推進し、地域づくりに努めてきました
郡鏡先人わら工房	平田地域	長年にわたり地域に伝わる伝統工芸「わら細工」を継承し、わら細工を通じ、市内の小學生に昔の農村文化の学習機会を提供するなど、青少年の体験学習の推進を積極的に行っていました

国民年金の手続きをお忘れなく

●お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728
各総合支所市民福祉課
鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040

国民年金は、全員が加入

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の生活を支える老齢基礎年金を受給することができます。

その他に、加入中の事故や病気などで障がいが残った場合の障害基礎年金などもあります。

国民年金の主な届け出

国民年金加入者は、下表の3種類に区分され、いずれも国民年金法上の被保険者になります。就職・退職などで区分に変更があった場合は、届け出が必要です。

【年金を受給するためのこと】

老齢基礎年金を受給するには、20歳～60歳までの40年間に、通算25年以上（厚生年金・共済年金加入期間、免除期間、第3号被保険者期間などを含む）保険料を納める必要があります。これを「受給資格期間」といいます。

障害年金なども、保険料の未納

があると受給できない場合があります。免除制度などを利用し、未納のままにしないことが大切です。

国民年金の主な届け出(20歳～60歳未満の方)		
被保険者区分	変更理由	届け出先
第1号被保険者 自営業、学生、無職の方など	就職して厚生年金や共済年金に加入した時	勤務先
	配偶者(第2号被保険者)の扶養になった時	配偶者の勤務先
第2号被保険者 会社員、公務員など	退職した時	市役所
	退職して配偶者(第2号被保険者)の扶養になった時	配偶者の勤務先
第3号被保険者 第2号被保険者の扶養になっている配偶者	配偶者が退職した時	市役所
	配偶者の扶養から外れた時	
	離婚した時	
	配偶者が65歳になった時	勤務先
	就職して厚生年金や共済年金に加入した時	配偶者の勤務先

保険料を納めるのが困難な場合は

保険料を納めることが難しい場合、免除・猶予制度があります。

また本人・配偶者・世帯主の中で、平成24年3月31日以降に離職した方がいる場合は、離職票などの証明書を添付すると免除・猶予に該当しやすくなる退職（失業）による特例があります。

詳しくは、本紙7月1日号をご覧ください。

任意加入制度

【受給資格期間が足りない方】

60歳になっても受給資格期間が足りない方は、60歳～65歳（昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳）までに任意加入し、保険料を納めることで受給資格期間を満たすことができます。

【受給する年金を増やしたい方】

未納期間があって、満額の年金を受給できない方は、60歳～65歳の間に任意加入して、保険料を納めることで年金額を増やすことができます。

11月以降の年金関係書類の送付

【年金を納めている方へ】

納めた国民年金保険料は、社会保険料控除として、全額が所得税の控除の対象となります。

毎年、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際は、必ず添付してください。保険料納付時の領収証書も、支払いの証明書として利用できます。

【年金を受給されている方へ】

年金から所得税を源泉徴収する際、各種控除を受けるための「扶養親族等申告書」が日本年金機構から送付されます。扶養親族等申告書が届くのは、年金額が158万円（65歳未満の方は108万円）以上の方です。必要事項を記入し、期限までに必ず日本年金機構へ提出してください。提出がないと、各種控除が受けられません。

◆障害年金や遺族年金は、非課税のため、申告書は届きません。